

新型コロナウイルスの影響で、業況が悪化している事業者を対象とした融資制度です

新型コロナウイルス対策 マル経融資制度

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少している小規模事業者を対象とした通常のマル経融資とは別枠で、融資が受けられる制度です。

既存のマル経融資の借り換えにも対応できます。 **【R5年3月31日まで延長】**

無担保 **無保証人** **低金利** **手数料不要** **契約印紙不要**

融資対象	通常のマル経融資（裏面）の融資対象①～⑤と同様 + ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者</u>
融資内容	①融資限度額 1,000 万円 以内（通常のマル経融資と別枠） ②融資利息 年利 当初3年間 0.23% ※3年後から基準金利1.13% (令和4年10月3日現在) ③返済期間 ●運転資金 10年以内 ●設備資金 10年以内 ④据置期間 ●運転資金 3年以内 ●設備資金 4年以内（応相談）

※**利子補給制度**（個人事業主 5%以上、法人 15%以上の売上減少要件該当者に対して利子分を給付）は、**9月30日をもって終了しました。**

■お申し込み時にご用意いただくもの

通常のマル経融資（裏面）(1)～(7)と同様

+

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（当所備付）

※最近1ヶ月の売上高、又は過去6ヵ月の平均売上高が5%以上減少していることが過年度と比較して確認できる書類を提示ください。（売上台帳、試算表等）

＜マル経融資制度 ご融資までの流れ＞

1. ご相談・申し込み
- 2. 経営指導員によるヒアリング・推薦書作成
- 3. マル経審査会による審査（原則月2回開催）
- 4. 審査結果により日本政策金融公庫に推薦
- 5. 日本政策金融公庫による審査（代表者への面談なし）
- 6. 決定のお知らせ・借用証書を申込者に郵送
- 7. 日本政策公庫へ借用証書を作成し返送
- 8. 指定口座に入金

※一連の流れで約2～3週間かかりますので、資金需要までに余裕をもって早めにご相談ください。

津山商工会議所では、マル経融資の他、創業・その他の融資についても随時、ご相談に応じています。まずはお気軽にお問合せ下さい。 TEL:0868-22-3141